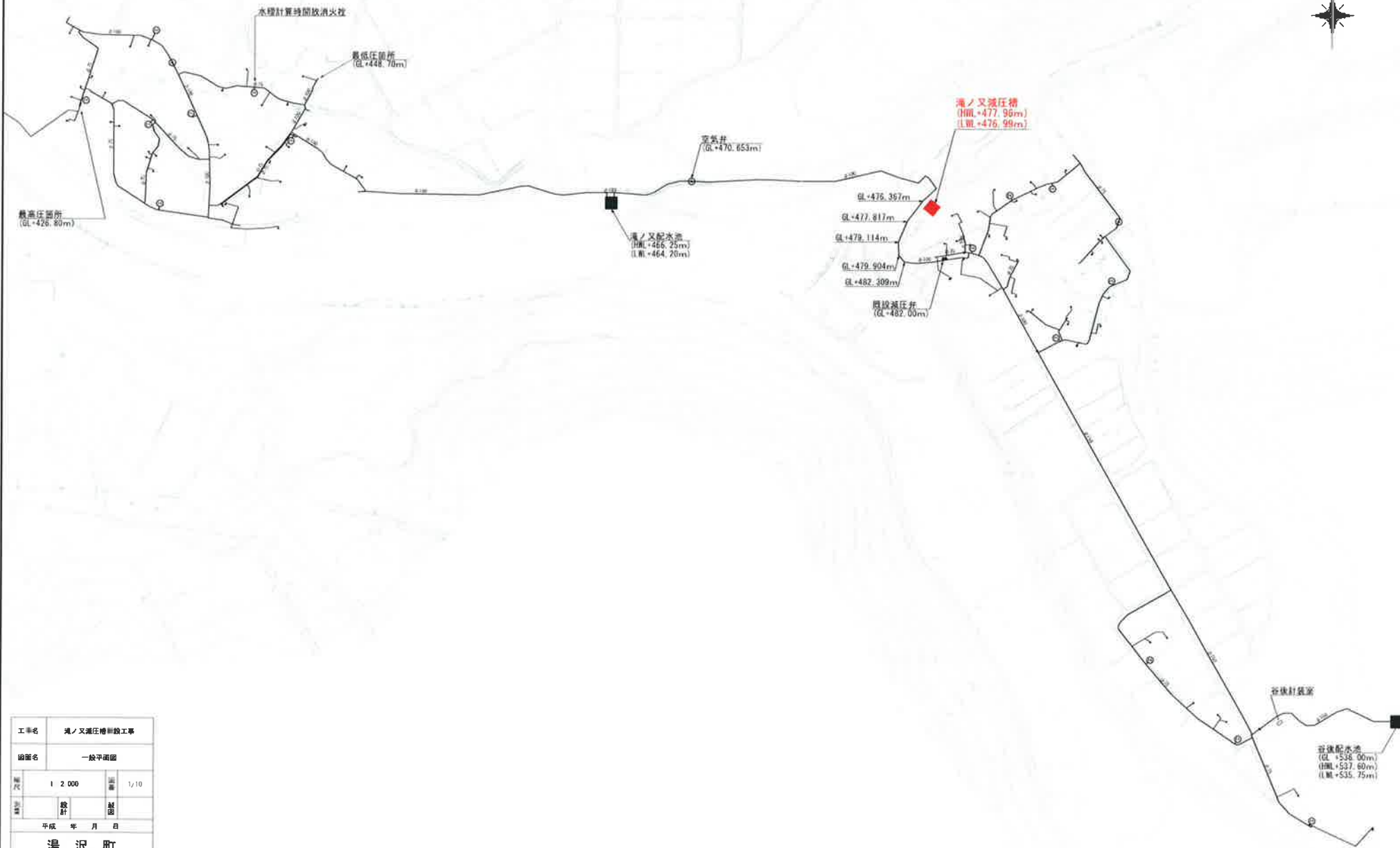


一般平面図 S=1 : 2,000

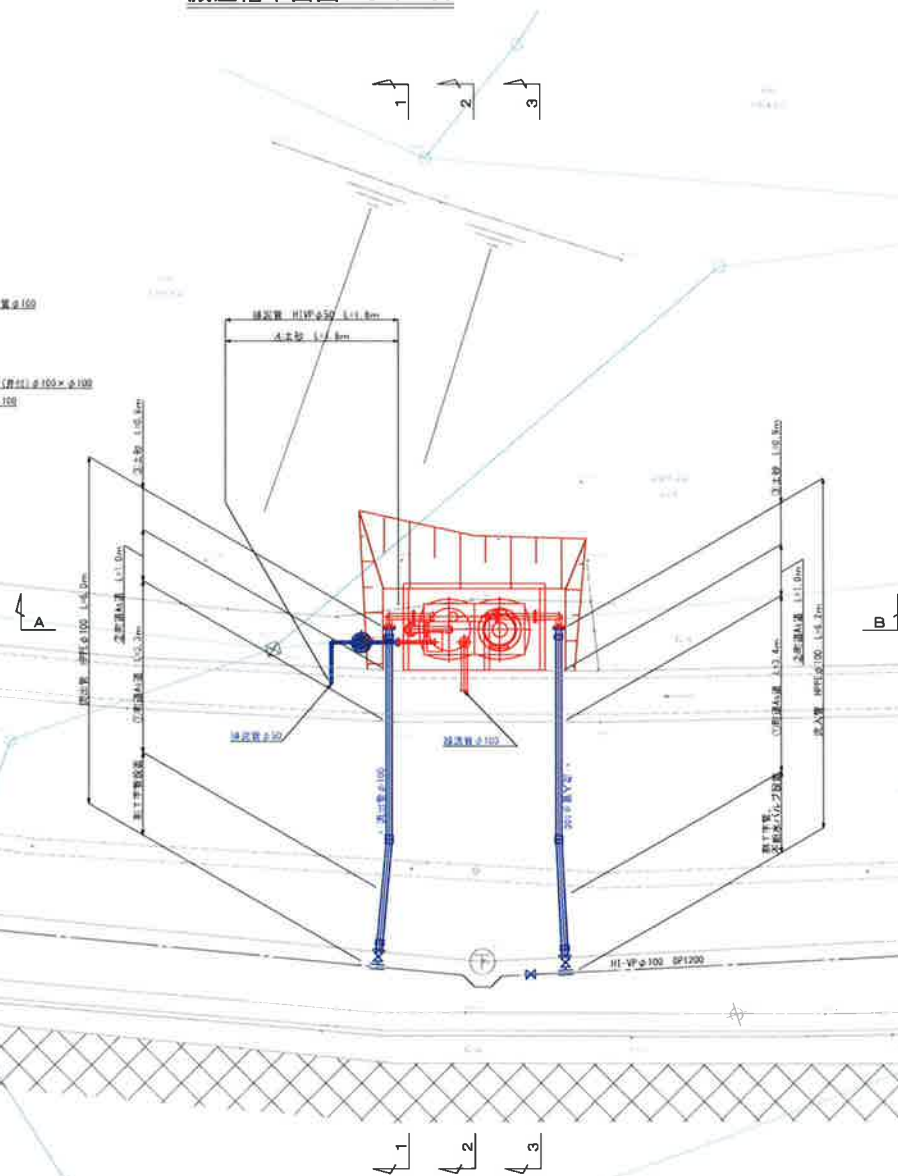
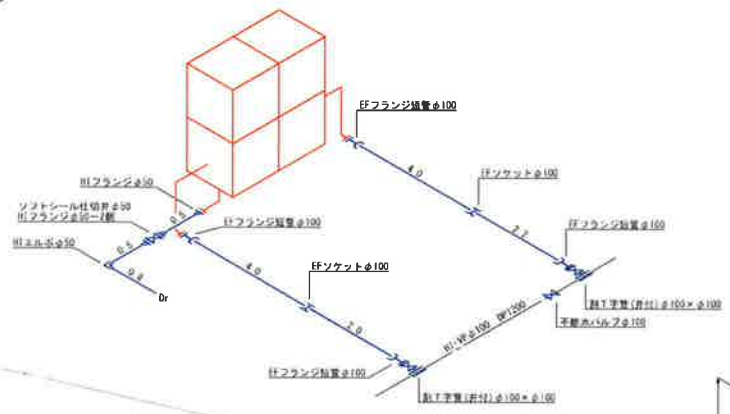


工事名	湯ノ又汲圧槽新設工事		
図面名	一般平面図		
縮尺	1 : 2,000	縮尺	1/10
設計		基礎	
平成 年 月 日			
湯 沢 町			

減圧槽平面図 S=1:50



配管詳細図 S-Free



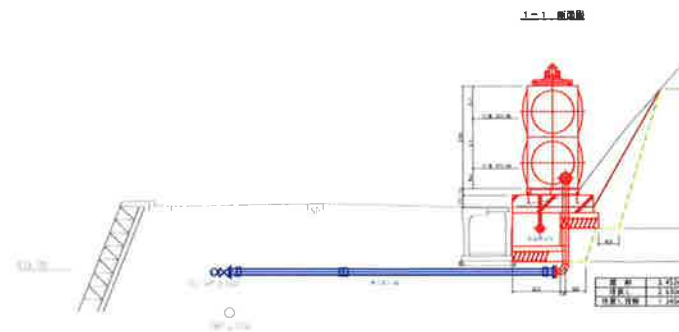
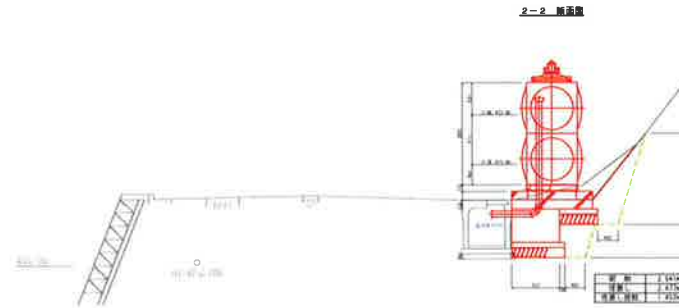
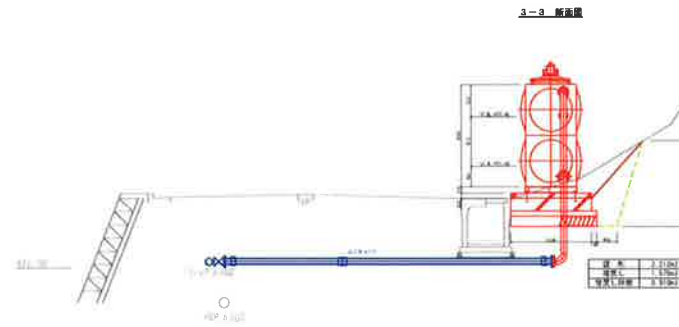
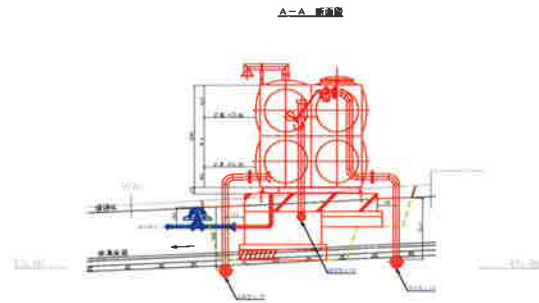
通

工事名	滝ノ又瀬任務新設工事		
図面名	減圧槽平面図		
縮尺	1/50	図番	2/10
測	設計	監	認
測	平成 年 月 日		
湯 沢 町			

凡 例

- 減圧槽
- 埋設配管
- 埋設管
- 訂正線

減圧槽横断面図 S=1 : 50



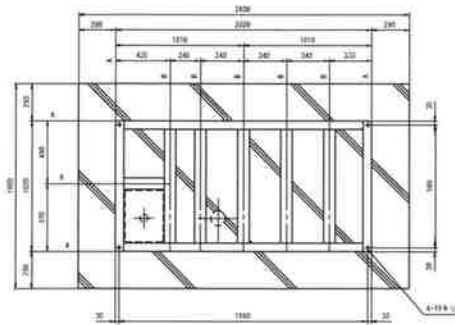
凡例

■	減圧槽
■	埋戻し層
■	調整弁
■	配管

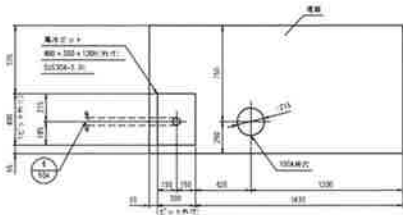
工事名	滝ノ又減圧槽新設工事		
図面名	減圧槽横断面図		
縮尺	1/50	縮尺	3/10
	設計	検査	
測量	平成 年 月 日		
湯 沢 町			

減圧槽受台伏図 S=1:20

減圧槽内部構造図 S=1:20



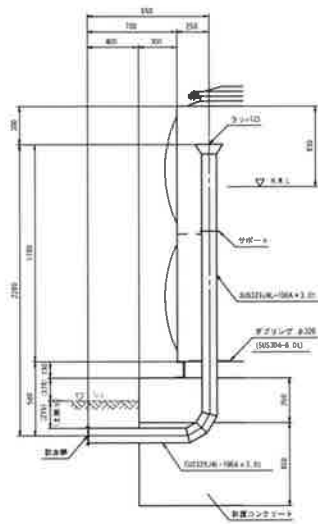
減圧槽配管詳細図 (その1) S=1:20



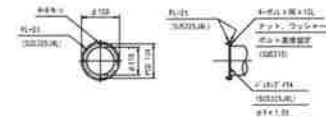
製作数: 1
減圧バルブ詳細図 S=1/20



製作数: 1
球状バルブ詳細図 S=1/20



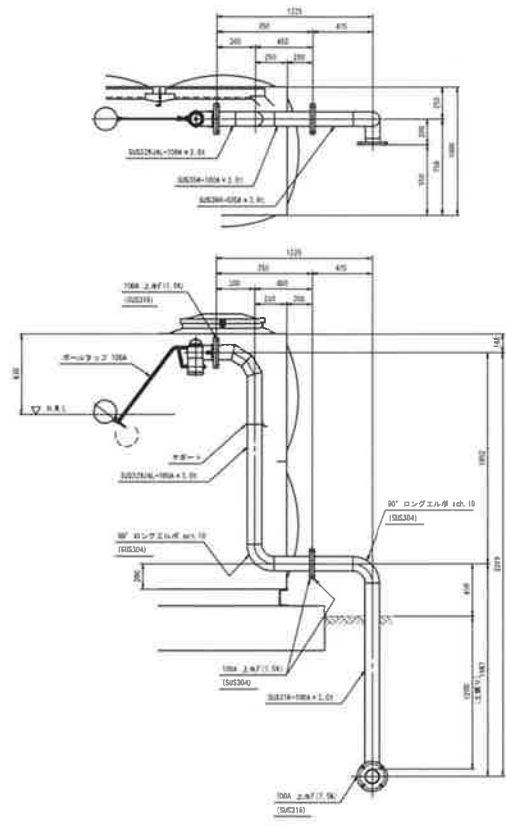
製作数: 1
減圧管詳細図 S=1/20



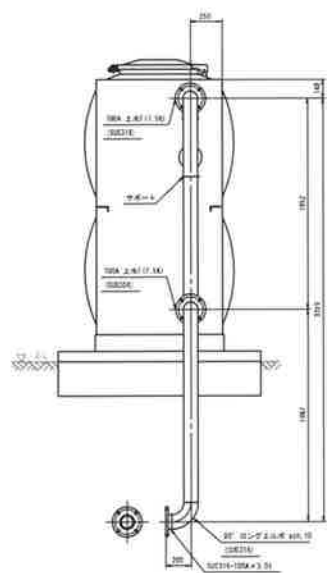
製作数: 1
閉鎖弁詳細図 S=1/10

工事名	港ノ又減圧槽新設工事		
図面名	減圧槽配管詳細図 (その1)		
縮尺	1:20	縮尺	6/10
	設計	監製	監製
製	計	製	製
平成 年 月 日			
湯 沢 町			

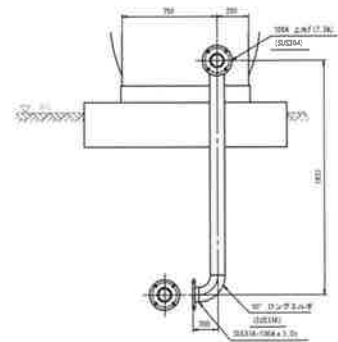
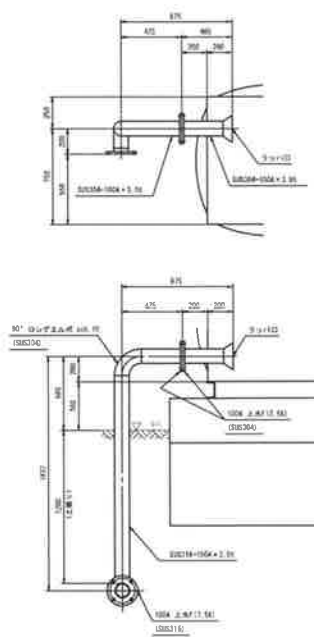
減圧槽配管詳細図 (その2) S-1 : 20



製作書 1
流入管詳細図 S-1/20



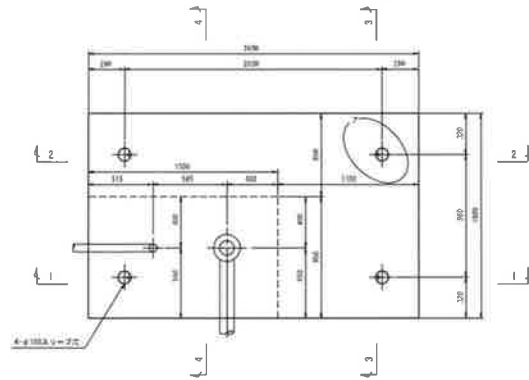
製作書 1
流出管詳細図 S-1/20



工事名	港ノ又減圧槽新設工事		
図面名	減圧槽配管詳細図 (その2)		
縮尺	1 : 20	図番	7/10
製	計	監	
成	画	査	
平成 年 月 日			
湯 沢 町			

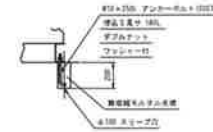
減圧槽基礎一般図 S=1:20

基礎平面図 S=1/20

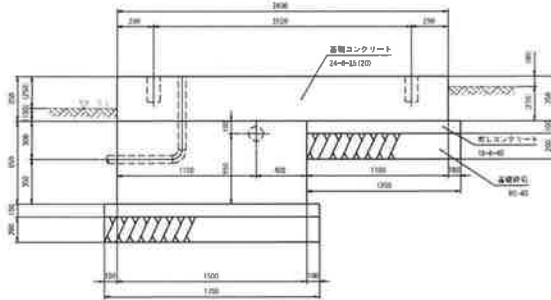


アサアンカー箱抜詳細図 S=1/20

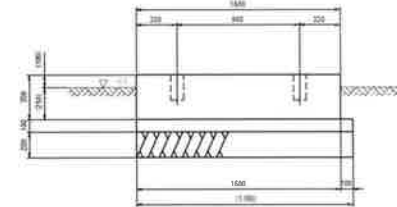
断面単位、断面縮小の単位とする。



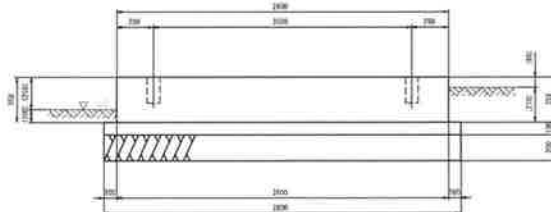
1-1 断面図 S=1/20



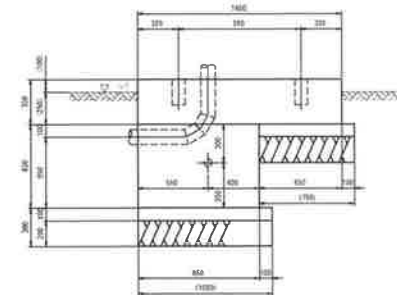
3-3 断面図 S=1/20



2-2 断面図 S=1/20

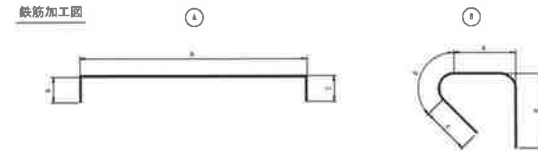
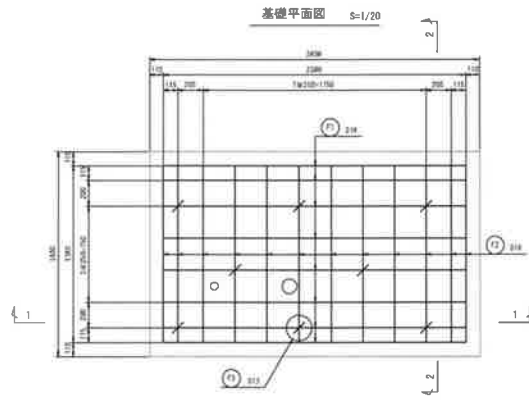


4-4 断面図 S=1/20

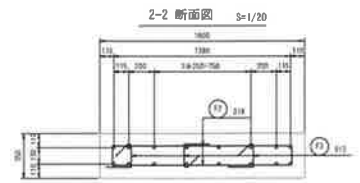
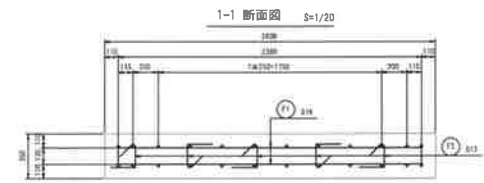


工事名	港ノ又減圧槽新設工事		
図面名	減圧槽基礎一般図		
縮尺	1:20	図番	8/10
製図	設計	監製	
平成 年 月 日			
湯 沢 町			

減圧槽基礎配筋図 S=1:20



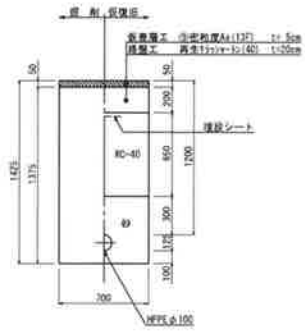
記号	形状	鉄筋径	a	b	c	d	長さ (m)	単位質量 (kg/m)	質量/本 (kg)	本数 (本)	質量 (kg)
F1	A	D16	3,300	0,130	0,130		2,640	1,56	4,118	16	65,9
F2	A	D16	1,300	0,130	0,130		1,640	1,56	2,558	24	61,4
F3	B	D13	0,158	0,092	0,130	0,195	0,575	0,985	0,572	8	4,6
131,9											
								50345	D16	127,3	k.g
								50345	D13	4,6	k.g
								合計	131,9	k.g	



工事名	港ノ又減圧槽新設工事		
図面名	減圧槽基礎配筋図		
縮尺	1/20	図番	9/10
作業	設計	監図	
平成 年 月 日			
湯 沢 町			

掘削復旧標準断面図 S=1:20

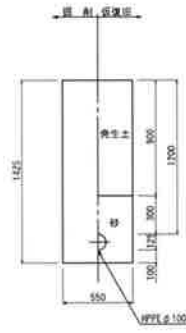
①町道アスファルト道



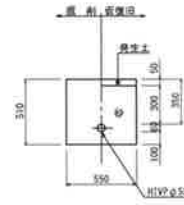
②町道アスファルト道



③土砂



④土砂

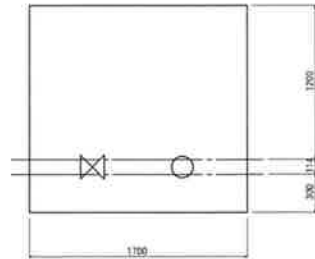
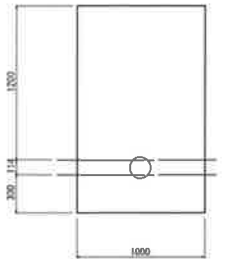


割工字管、不漏水バルブ設置寸法図

流出側



流入側



工事名	池ノ又減圧槽新設工事		
図面名	掘削復旧標準断面図		
縮尺	1/20	訂書	10/10
職業	設計	監理	
平成 年 月 日			
湯 沢 町			

滝ノ又減圧槽新設工事

特記仕様書

ステンレス・パネル減圧槽

平成 30 年 8 月

湯沢町

目 次

第1章	総 則
第1節	一般事項
第2節	共通事項
第2章	減圧槽本体工
第1節	概 要
第3章	検 査
第1節	材料の検査
第2節	中間・完成検査
第3節	他事業体の検査

第1章 総 則

第1節 一般事項

1.1.1 概 要

本特記仕様は、湯沢町「滝ノ又減圧槽新設工事」のうち、減圧槽本体の築造工に適用するものであって、関係法規、一般仕様書、その他特別に定めたもののほかは、すべて本仕様書に準拠し、本町水道監督員(以下監督員とする)の指示により、施工にあらなければならない。

1.1.2 法規の適用

本工事に適用する規格並びに基準は、特に記載しない事項については、下記によること。

(1) 規 格

減圧槽に使用する構造材質は以下の規格に適合するもの、又は、これと同等以上の機械的性質、化学的成分を持つものとする。

① 鋼板	JIS G 4304	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
	JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
	JIS G 4321	建築構造用ステンレス鋼材
	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
② 構造用形鋼	JIS G 4317	熱間圧延ステンレス鋼等辺山形鋼
	JIS G 4303	ステンレス鋼棒
	JIS G 4321	建築構造用ステンレス鋼材
	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
③ 鋼管	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管
④ 溶接材料	JIS Z 3321	溶接用ステンレス鋼棒及びワイヤ
	JIS Z 3323	ステンレス鋼アーク溶接用フラックス入りワイヤ

(2) 指 針

- 水道施設設計指針 ((社)日本水道協会)
- 水道施設耐震工法指針 ((社)日本水道協会)
- 建築基準法施行令 ・ 国土交通省告示
- 鋼構造設計規準 ((社)日本建築学会)
- 建築設備耐震設計・施工指針 ((財)日本建築センター)

1.1.3 施工適用

(1) 減圧槽本体築造工

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (ア) 受台工 | コンクリート基礎天端にアンカーボルトにて据付ける。 |
| (イ) 底板工 | パネル全溶接及び不動態化処理。 |
| (ウ) 壁版工 | 〃 |
| (エ) 屋根版工 | 〃 |
| (オ) 内部補強工 | 補強材組立。 |
| (カ) 付帯工 | タラップ・マンホール・通気口・内部配管等の取付。 |

1.1.4 施工責務

本工事の施工にあたっては、請負者は、一般仕様書の定めるとおり各関係規則・基準を遵守し、遅滞・施工漏れのないように行う。

また、本仕様書及び設計図書に明記されていないにもかかわらず、構造体の安全確保及びに設備の目的、機能上または施工上当然必要とするものは、監督員の指示に従って行う。

1.1.5 届出・手続き

本工事に必要な届出・手続き等は請負者が代行し、これに要する費用はすべて請負者の負担とする。

1.1.6 質疑

工事施工上または製作上、不審の点あるいは設計図・仕様書等に疑義のある場合は、監督員に申し出てその指示に従う。

1.1.7 軽微な変更

工事施工に際し、現場の収まり、もしくは取合上、機材の取付位置、または取付方法等に軽微な変更は監督員の指示によって行う。

この場合において請負金額の増減は行わない。

1.1.8 使用機材

- (1) この工事に使用する機材は、各仕様書および設計書に記載してあるものとし、現場搬入の都度監督員の検査を受け、これに合格したものを使用する。
- (2) JISに制定されているものはこれに適合し、かつその他の規則の適用を受けるものは、形式承認済みのものを使用する。

1.1.1.9 提出書類及び図面

請負者は、工事着手前に次の書類及び図面等を監督員に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 書類

- (ア) 工事主任技術者、工事着手届兼現場代理人届（経歴書を添付すること）
- (イ) 工事工程計画書

(2) 計算書（資材数量、本体主要材料の強度計算書及び基礎構造計算書）

(3) 図面

- (ア) 各種製作承認図（工場並びに現場製作品）
- (イ) 各種配管、据付施工図面
- (ウ) その他監督員の指示する図面

1.1.1.10 施工中の点検または立会い

この工事施工に際し、築造後容易に点検できない配管その他の施工箇所は、原則としてその課程において監督員の点検または立会いを求めなければならない。

1.1.1.11 検査及び試験

本工事で特に必要と認められたものは、監督員立会いの検査及び試験を行う。

1.1.1.12 工事用の水及び電力

工事用の水、電力等の仮設物は、請負者において手続きの上施工し、これに要する一切の費用は請負者の負担とする。

1.1.1.13 工事に関する報告

請負者は、工事の進行、労務者の就業、機材の搬入、天候等の状況を示す工事日報を作成すること。また、月間及び週間工程表についても形式、内容を監督員と協議し、作成すること。

1.1.1.14 保証

工事完成引渡し後、2年以内に施工または機材の不良に基づく事故が発生した場合は、無償で補修または取替えるものとする。

1.1.15 工事写真

工事期間中は監督員の指示により、工事の施工状況及び管理状況、その他の写真を撮りアルバムに整理しておくこと。

1.1.16 完成図その他

工事施工後、監督員の指示により完成図、完成写真を提出する。

(7) 完成図 サイズ・部数は協議の上決定

(1) 工事写真、完成写真 部数は協議の上決定

1.1.17 安全対策

本工事の施工にあたっては、労働安全衛生規制を遵守し、就業者に対して常にこれを徹底させると共に、安全作業に対する十分な施策をなし管理しなければならない。

なお、本工事場所がいずれも道路脇であり、工事車両の出入りのさいは、他の車両等の通行の妨げにならないよう配慮すると共に、安全対策を十分に講じること。

1.1.18 作業時間

作業時間は原則として、午前8時30分から、午後5時までとする。ただし、時間外作業を行う場合は、事前に監督者と協議し許可を受けること。

第2節 共通事項

1.2.1 構造・材料

(1) 本体及び架台

- (ア) ステンレスパネルの形状は、中心部を膨らませ、内、外圧に強い構造とし、ステンレス板をバルジプレスで成型したパネルを溶接にて接合し、組立てたものとする。
- (イ) ステンレスパネルの形状の標準は、1000 mm×1000 mmとするもので、縁端は内側に30 mm程度折曲げる。この折曲面は、各パネルが均一に接合できるよう平滑であること。
- (ウ) パネルの溶接はすべて耐震性及び防水性を考え、内面の折曲げ端部全ラインとする。
- (エ) 減圧槽のパネル材質は、屋根及び側最上部は、SUS329J4Lとし他はSUS444とする。
- (オ) 水槽の補強は、ステンレス製鋼材とし内部補強方式とする。屋根版と底板と壁版及び柱、梁で構成するものとし、溶接接合とする。
- (カ) 水槽内部の気相部に使用する補強材はSUS329J4Lとし、液相部に使用する補強材はSUS304とする。
- (キ) 受台部は材質をSUS304,SS400とし、SS400は溶融亜鉛メッキ仕上げ（2種55）とする。

(2) 付属施設

(ア) 配管材質は SUS 製とし、パネル貫通部は溶接する。

(イ) 内タラップは SUS329J4L とする。

(ウ) マンホールは SUS329J4L とし、かぶせ蓋型の施錠式とする。

1.2.2 施工

(1) ステンレスパネル

(ア) パネルの工場組立は、傷が付かない様入念に行うと共に、水平及び垂直面の確認をする。

(イ) ステンレス溶接部は不動態化处理（酸洗：ラスノン等）を行う。

第2章 減圧槽本体工

第1節 概 要

本工事の構造は、ステンレス・パネル全溶接とするもので、コンクリート基礎に鉄骨架台を設置し、この上にパネル及び補強材を組立てる。

(1) 構造形式

ステンレス鋼製単体パネルをTIG溶接により、組立てる。

溶接作業者は、原則としてJIS Z 3821の試験に合格した者でなければならぬ。

(2) 形状寸法

(ア) 容 積	1.94 m ³
(イ) 寸 法	2,000×1,000×2,000H
(ウ) HWL	+ 1,370 (底板より)
(エ) LWL	+ 400 (底板より)
(オ) その他	設計図による。

(3) 耐 震

地震係数 Kh2 = 0.44 (2種地盤時)

(4) 本体材料

「JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯及びJIS G 4304 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯による SUS329J4L、SUS444」 板厚 1.5～3.0mm

(5) 溶接棒

溶接棒は「JIS Z 3321 溶接用ステンレス鋼棒及びワイヤ、JIS Z 3323 ステンレス鋼アーク溶接用フラックス入りワイヤ」による。

第3章 検 査

第1節 材 料 の 検 査

- (1) 材料はすべて、工事現場へ搬入直後、検査願書を提出の上、監督員の検査を受けるものとする。
- (2) 監督員が必要と認めた場合、又は工作物仕上げなどの都合上、止むを得ない場合は、搬入以前に監督員の検査を受けるものとする。
- (3) 搬入材料が見本品と異なり、又はJIS・JWWA等合格品であっても不良品と認められた場合は、直ちに優良品と交換し、監督員の承認を得なければならない。

第2節 中 間 ・ 完 成 検 査

中間・完成検査は、本町工事検査員が設計書、工事記録写真、竣工図(中間検査の場合は除く)、工事関係書類により検査するものとする。

この場合、請負者は検査に必要な器具を用意し、係員を配置しなければならない。また、検査のため必要と認めたときは開削、又は破損試験等を命ずることもあるが請負者はこれを拒むことはできない。

なお、これに要する費用は、すべて請負者の負担とする。

第3節 他 事 業 体 の 検 査

官公庁および電力会社等の検査を必要とするときは、予め監督員の承認を受けてすべての手続きを代行するものとする。